

成田市文化団体連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、成田市文化団体連絡協議会と称す。

(目 的)

第2条 成田市文化団体連絡協議会（以下『本会』という。）は、成田市の芸術文化の振興を図り、文化を通じて心豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 加盟団体相互の連絡提携
- (2) 各種文化活動の指導と助成
- (3) その他、本会の目的達成に必要な一切の事業

(組 織)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同し、総会の承認を得た成田市内の芸術文化団体によって組織する。

(会 員)

第5条 本会は、本会を組織する団体の構成員をその会員とする。

- 2 本会の団体とは、3名以上を構成員とするものとする。

(届け出)

第6条 本会に入会を希望する団体は、別紙第1号様式により入会申込のうえ、総会の承認を得るものとする。

- 2 本会を退会しようとする団体は、別紙第2号様式により退会届を提出しなければならない。

- 3 加盟団体は、名称もしくは代表者、所在地等に変更が生じた際は、その旨を本会に届けなければならない。(別紙第3号様式)
- 4 本会を休会しようとする団体は、別紙第4号様式により休会届を提出しなければならない。
- 5 加盟団体は、毎年4月1日現在の現況届(別紙第5号様式)及び会員名簿を提出しなければならない。
- 6 加盟団体は、次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会承認のうえ退会とする。
 - ① 会則等に反する行為、会に不利益を与える行為、届出書類に虚偽のある場合等、会の名誉を著しく汚したとき
 - ② 会費を1年以上滞納したとき

(会 費)

第7条 加盟団体は、当該年度の会費として、年度当初の総会までに会員一名につき300円を納入しなければならない。

- 2 会費は、各団体の中途入会者分についても随時名簿とともに申し受ける。
- 3 一度納入された会費等については一切返金しない。
- 4 会費未納団体については、諸事業・諸行事に参加することはできない。(総会を除く)
- 5 加盟団体は、会費とは別に、5年ごとに開催する創立記念事業積立金として、毎年度会員一名につき365円を納入しなければならない。

(役 員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理 事 若干名

(5) 会 計 2名

(6) 監 事 2名

2 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第9条 本会の役員は、次の通り選出する。

- (1) 会長・副会長・事務局長・会計は、総会において理事から選出し、監事は理事以外から選出して、総会の承認を得る。
- (2) 理事は各部門から若干名選出して、総会の承認を得る。
- (3) 名誉会長及び顧問は、会長が委嘱し、総会の承認を得る。

(役員職務)

第10条 本会の役員職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、本会の事業を統括する。
会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の事務を統括する。
- (4) 理事は、会務の運営にあたりるとともに所属部門内の連絡調整を図る。
- (5) 会計は、本会の経理を担当する。
- (7) 監事は、会務の執行状況を監査する。

(役員任期)

第11条 本会の役員任期は、2年とする。但し再任は妨げない。役員に欠員が生じたときは第9条の規定により選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

(事業部)

第12条 本会の事業を円滑に行うために事業部を設けることができ、副会長の命の下、その任に当たる。

(事務局)

第13条 本会の事務局を事務局長宅に置く。

(会 議)

第14条 本会に次の会議を設け、すべて会長の招集により開催する。

- (1) 総 会
- (2) 役員会
- (3) 臨時総会
- (4) その他

2 総会は年1回開催し、次の事項を実施もしくは決定する。

- (1) 事業の計画及び報告
- (2) 予算及び決算報告
- (3) 役員を選出
- (4) 会則の制定、改廃
- (5) 団体の加盟承認
- (6) その他会長が必要と認める事項

3 総会は、加盟団体の過半数の出席をもって成立するものとする。

4 総会の議事は、出席加盟団体の過半数の賛成をもって決する。ただし、やむを得ない理由のため総会に出席することができない加盟団体は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合においてその加盟団体は出席したものとみなす。

5 役員会は、本会の運営に関する一切の事項を協議する。

6 会長は、必要に応じて、臨時総会その他を招集する。

(経 費)

第15条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 会 費

(2) その他

(会 計)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の決算は、会計年度終了後監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

(発足年月日)

第17条 本会の発足年月日は、昭和53年8月7日とする。

附 則

本会則に定めるもののほか必要な規定は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

本会は、昭和53年8月7日から施行する。

昭和60年 5月 8日一部改正。

平成 元年 4月14日一部改正。

平成 3年 4月13日一部改正。

平成 4年 4月 4日一部改正。

平成 7年 5月 6日一部改正。

平成18年 4月 1日一部改正。

平成22年 4月 1日一部改正。

平成27年 4月25日一部改正。

令和 4年 4月23日一部改正。

令和 8年 4月 1日一部改正。